

平成 26 年 4 月 14 日
海事局 船員政策課

問い合わせ先

国土交通省海事局

船員政策課

伊崎 内線 45-103

木内 内線) 45-133

直通) 5253-8651

FAX) 5253-1643

第 1 回 I L O 海上労働条約特別三者委員会の結果について

<概要>

海上労働条約 (M L C) の規範部 (コード部) の改正が採択され、可決された。

第 1 回 I L O 海上労働条約特別三者委員会が平成 26 年 4 月 7 日 (月) から 4 月 11 日 (金) までの間、I L O 本部 (スイス・ジュネーブ) で開催されました。

本委員会は 2013 年 8 月に発効した海上労働条約 (我が国は 2014 年 8 月発効) 第 13 条に基づき、本条約の運用を継続的に検討する場として設立され、官労使三者が参加する委員会との位置づけとなります。

第 1 回目の委員会の主要な議題は、「船員の送還及び船員の死傷病に関する船舶所有者の金銭上の保証等」に関する M L C コード部の改正についてであり、様々な議論の結果、下記 2. 及び 3. のとおり採択され可決されました。

1. 背景

M L C は、2006 年に開催された第 94 回 I L O (海事) 総会で採択されましたが、採択時においても遺棄船員の送還時における金銭上の保証及び船員の死傷病時における金銭上の保証の確保についての議論は決着しておらず、M L C 採択後も引き続き議論が行われてきました。

それ以降、9 回にわたる I M O / I L O 合同特別専門家作業部会で議論され、2009 3 月に開催された第 9 回の当該部会において、遺棄船員の送還時における金銭上の保証及び船員の死傷病時における金銭上の保証の確保についての最終報告が作成され、I L O に報告されたところです。

今般の M L C 規範部の改正案は、当該報告に基づくものとなります。

2. M L C 規範の改正案概要

(1) 「第 2. 5 規則 送還」関係

船員が遺棄された場合に、当該船員を迅速かつ効果的に支援するための金銭上の保

証の確保を要求するものです。

具体的には、船員が外地に置き去られた場合等において、当該船員を送還させるための費用を補償するための社会保障制度、保険、国内の基金または類似の制度を確保すること等を加盟国に求めるものとなります。

(2)「第4.2規則 船舶所有者の責任」関係

船員が雇用契約に基づく勤務中に生じた疾病、負傷、死亡又は雇用契約中の勤務に起因する船員の死亡若しくは長期の障害に関する請求について、金銭上の保証の確保を要求するものです。

具体的には、船舶所有者が船員の職業上の死傷病に対する補償を確保するため、金銭上の保証を提供する際に、契約上の補償は全額を遅滞なく支払うこと等の要件を満たすこと、船舶所有者の金銭上の保証が取り消される場合、保険者から旗国に通報すること等を加盟国に求めるものとなります。

3. 審議結果

M L C 批准国の政府、船主代表グループおよび船員代表グループにより、改正の可否の投票が行われ、賛成多数により当該改正案は可決されました。

4. 今後の見通し

当該規範部改正案は、2014年5月28日～6月12日まで開催される第103回 I L O 総会において審議される予定です。